

総務局アシスタント職員（準困難業務）募集要項（会計年度任用職員）

項 目	内 容
職名	総務局アシスタント職員（準困難業務）
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
採用予定人数	1 名
任用期間	令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで ※任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和 9 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	総務局小笠原支庁産業課 小笠原亜熱帯農業センター（小笠原村父島字小曲）
職務内容	研究員や農芸員の指示のもと、下記の作業のサポートを行います。 ・農業関連の試験栽培作物の生育調査や収量調査等の研究補助 ・試験栽培圃場の管理作業（施肥、定植、支柱の設置、除草、灌水、病虫害防除等） ・試験栽培に用いる種苗の管理作業（播種、挿木、接木等による繁殖並びに育苗、採種作業等） ・展示施設の管理作業（灌水、除草、場内清掃、展示植物の植替え等） ・その他亜熱帯農業センターの運営等に関する作業
応募資格・求められる能力	・小笠原の特産農作物や病虫害防除に関する試験研究、固有植物等の保存・増殖、栽培展示圃場・施設の管理等、試験・研究を遂行するために必要な知識や経験を有すると認められること。 ・健康で、かつ、意欲的に職務を遂行すると認められること。 ・有効な普通自動車第一種運転免許証（MT 可が望ましい。）を所持していること。 ・災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること。
勤務日数	月 15 日以内で応相談（勤務日数確定後の変更は原則出来ません）
勤務時間	8 時 0 0 分から 17 時 15 分までの中で応相談 ※所定勤務時間を超える勤務無
休憩時間	12 時 00 分から 13 時 30 分まで
休暇等	（有給） 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、夏季休暇、災害休暇 （無給） 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業 ※一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与
報酬額	時間額 1, 530 円（改定される場合あり） ※要件を満たす場合、通勤手当相当額を別途支給（上限 55,000 円/日） ※原則として月の 1 日から末日までの期間分を翌月の 15 日までに口座振込により支給 ※一定の要件を満たす場合、勤勉手当、期末手当を支給
社会保険	健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険加入あり

その他条件	<p>自宅通勤が可能であること。</p> <p>※職員住宅の入居の用意が出来ません。現住所から通勤可能であること又はご自身で住居を確保できることが応募の条件です。</p>
応募方法	<p>会計年度任用職員申込書（第1号様式）を下記申込先に郵送（必着）又は持参してください（申込書は下記申込先で配布しております）。</p> <p>申込書には写真を必ず貼付し、電話番号には日中に連絡のとれる番号を記入してください。</p> <p>応募書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、申込書類は返却しませんので、御了承ください。</p>
応募期限	<p>令和8年6月16日（火曜日）まで</p> <p><u>※合格者が任用予定人数を満たした場合は、募集を終了します。</u></p> <p>※持参の場合の受付時間は8時から17時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）です。</p>
選考方法	<p>（1）第一次選考 書類選考</p> <p>（2）第二次選考 面接（書類選考終了後、別途お知らせします）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 選考結果は、可否に関わらず本人宛に郵送または電話連絡により通知します。 ・ 選考経過及び結果に関する問い合わせには応じられません。
申込書送付先及び 問合せ先	<p>〒100-2101</p> <p>東京都小笠原村父島字西町</p> <p>東京都小笠原支庁産業課商工担当</p> <p>電話番号 04998-2-2122</p>

※勤務条件等については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。